

# 青森県報

第三千四百号

平成二十三年  
六月十五日  
(水曜日)

## 目 次

### 告 示

県税に関する申告、納付等の期限の指定	( 税 務 課 )	一
軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名の変更	( 同 )	二
廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定	( 環境政策課 )	二
生活保護法による指定医療機関の廃止の届出	( 健康福祉政策課 )	二
生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出	( 同 )	二
生活保護法による医療機関の指定	( 同 )	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	( 同 )	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の名称変更の届出	( 同 )	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の所在地変更の届出	( 同 )	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出	( 同 )	四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による施術者の指定	( 同 )	四
障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞退	( 障害福祉課 )	四
家畜伝染病の発生	( 畜産課 )	四
保安林の指定解除予定	( 林政課 )	五
道路の区域の変更	( 道路課 )	五

道路の供用の開始 ( 同 ) 六

### 公 告

県営土地改良事業計画の決定 ( 農村整備課 ) 六  
開発行為に関する工事の完了 ( 建築住宅課 ) 六

### 出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可 ( 中南地域 県民局 ) 七  
土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定 ( 三八地域 県民局 ) 七

### 教 育 委 員 会

青森県総合社会教育センター規則及び青森県立郷土館規則の一部を改正する規則 ( 生涯学習課 ) 七

## 告 示

青森県告示第五百二十七号

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)第二十七条第一項の規定により、平成二十三年三月二十五日青森県告示第二百七十五号(県税に関する申告、納付等の期限の延長)において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる期日は、その期限が平成二十三年三月十一日から平成二十三年七月二十八日までの間に到来するものについて、平成二十三年七月二十九日とする。

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 法人の県民税に係る期日
- 二 法人の事業税に係る期日
- 三 個人の事業税に係る期日(申告に関する期限に係るものに限る。)
- 四 地方消費税に係る期日

青森県告示第五百二十八号

次の軽油引取税に係る特約業者の代表者の氏名について次のとおり変更があったので、青森県税条例施行規則（昭和三十四年五月青森県規則第六十一号）第十二条の五前段の規定により告示する。

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名 称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	変更年月日
変更前	みちのく三愛石油株式会社	山下 長二	八戸市大字十八日町四一	平成 三三・五・一
変更後		清水 貴之	〃	

青森県告示第五百二十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十七第一項の規定により、廃棄物が地下にある土地に係る指定区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	埋 立 地 の 区 分	指 定 区 域
産業廃棄物の最終処分場（安定型）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号	黒石市大字境松字川原田二一 二一の一六の一及び二一 二二の一

青森県告示第五百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次の指

定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
伊東内科小児科 久米田歯科医院 ファイナ薬局 財団法人黎明郷リハビリテーション病院（医科） 財団法人黎明郷リハビリテーション病院（歯科）	弘前市大字元長町一六 弘前市大字土手町三一 上北郡東北町字上笹橋 三三の五五 平川市碓ヶ関湯向川添三〇	平成三三・四・一〇 三三・三・二七 三三・五・一 三三・三・三
〃	〃	〃

青森県告示第五百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
変更前	弘前脳卒中センター	弘前市大字扇町二丁目二の一	平成 三三・四・一
変更後	弘前脳卒中・リハビリテーションセンター	〃	

青森県告示第五百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
久米田歯科医院	弘前市大字神田五丁目七の一	平成三・五・一
乙供さくら薬局	上北郡東北町字上笹橋三三の二二	三・五・二
アイン薬局東通村店	下北郡東通村大字砂子又字里一の二〇	三・六・一
碓ヶ関診療所	平川市碓ヶ関湯向川添三〇	三・四・一
弘前脳卒中・リハビリテーションセンター（歯科）	弘前市大字扇町一丁目二の一	"

青森県告示第五百三十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	指定年月日
サンケア薬局石堂店	八戸市石堂一丁目一五の九	平成三・四・一

青森県告示第五百三十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
ジャスコ下田店薬局	イオン薬局下田店		上北郡おいらせ町中野平四〇の一	平成三・三・一

青森県告示第五百三十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更前	変更後	区分	名称又は氏名	所在地又は住所	変更年月日
ハッピー調剤薬局青葉店	ハッピー調剤薬局青葉店			八戸市青葉三丁目三二の一 七	平成三・一・四

青森県告示第五百三十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名称又は氏名	所在地又は住所	廃止年月日
多賀台診療所 西村皮膚科 オレンジドラッグとべ 薬局	八戸市多賀台四丁目四の三 十和田市西三番町一八の三七 八戸市類家三丁目一の二三	平成三・三・二六 三・三・三三 三・四・九

青森県告示第五百三十七号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	指定期間
		青森県知事	三 村	申 吾

千葉 健司	北津軽郡鶴田町 一四の四の二	つる田呉本接骨 鍼灸院	北津軽郡鶴田町 一四の四の二	平成 三・四・七
大向 清海	八戸市諏訪三丁目八の〇ビル I ジュースワB棟	清海鍼灸接骨院	八戸市小中野八丁目一五の二 B マンション河村	三・四・九

青森県告示第五百三十八号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定期間
蛭谷調剤薬局	青森市大字浅虫字蛭谷三三四 浅虫温泉 松園 一階	平成三・五・二〇

青森県告示第五百三十九号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑似患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患者	一	上北郡東北町	平成 三・五・二

ヨ一ネ病	牛	患畜	一	上北郡東北町	三・五・二五
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	十和田市	三・五・二六
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	上北郡七戸町	三・五・二
ヨ一ネ病	牛	患畜	二	上北郡七戸町	三・五・一〇
ヨ一ネ病	牛	患畜	二	上北郡東北町	〃
ヨ一ネ病	牛	患畜	一	十和田市	三・五・六

青森県告示第五百四十号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所  
むつ市川内町館山下二二二の一・二二二の四・二六三の一・二六三の一六三・二

1	図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
県道			岩崎西目屋 弘前線	中津軽郡西目屋村大字村市字稲葉一八二の一から 中津軽郡西目屋村大字村市字村元五〇の一まで	後 後 前 前	七二・八〇メートルから 七七・九二メートルまで 七二・八〇メートルから 七七・九二メートルまで	一、七六八・〇〇メートル 一、七四九・八〇メートル 一、七六八・〇〇メートル 一、七四九・八〇メートル	

六三の一六六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的  
公衆の保健

三 保安林を解除しようとする理由  
水道施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第五百四十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年七月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

2	県道	水喰野辺地線	上北郡野辺地町字船橋二の三〇から 上北郡野辺地町字坊ノ塚一の一から 上北郡野辺地町字船橋二の三〇から 上北郡野辺地町字野辺地七六の一まで 上北郡野辺地町字坊ノ塚一の一まで	前	一六・〇〇メートルから 四二・五〇メートルまで	五八三・一〇メートル
				前	一四・五〇メートルから 一一・〇〇メートルまで	六六一・〇〇メートル
				後	一六・〇〇メートルから 四二・〇〇メートルまで	五八三・一〇メートル

青森県告示第五百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年七月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道岩崎西目屋弘前線	中津軽郡西目屋村大字村市字稲葉一八二の一から 中津軽郡西目屋村大字村市字村元五〇の一まで	平成三・六・一五

公 告

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、原・飯豊地区の県営土地改良事業（経営体育成基盤整備事業（面的集積型）（区画整理））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類
  - 二 縦覧の期間
  - 三 縦覧の場所
- 土地改良事業計画書の写し  
平成二十三年六月十六日から同年七月十三日まで  
田子町役場

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成二十三年六月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
十和田市大字三本木字一本木沢九一の一、九一の三、九一の四、九三の一から九三の三まで、九三の八、四一八の五及び四一八の六	十和田市大字三本木字一本木沢九二の五 株式会社ニユース

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、弘前市和徳土地改良区の定款の変更を平成二十三年六月六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十三年六月十五日

中南地域県民局長 川 村 昌 廣

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、田子町土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年六月十五日

三八地域県民局長 鳴 海 英 章

一 縦覧に供する書類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成二十三年六月十六日から同年七月十三日まで

三 縦覧の場所

田子町役場

教 育 委 員 会

青森県総合社会教育センター規則及び青森県立郷土館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年六月十五日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第四号

青森県総合社会教育センター規則及び青森県立郷土館規則の一部を改正する規則

（青森県総合社会教育センター規則の一部改正）

第一条 青森県総合社会教育センター規則（平成元年六月青森県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この規則は」の下に、「青森県総合社会教育センター条例（平成元年三月青森県条例第五号。以下「条例」という。）第八条及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）第六条の規定に基づき」を加える。

第八条第一項中「青森県総合社会教育センター条例（平成元年三月青森県条例第五号。以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

第十四条を第十六条とし、第十三条の次に次の二条を加える。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第十四条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせることとした場合の指定管理者が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

一 条例第二条に規定する業務のうち、第四号（県民の学習活動に関する相談に限る。）、第八号その他の県民の学習活動の支援に関すること。

二 条例第四条の規定によるセンターの施設（食堂施設を除く。）の使用の承認に関すること。

三 条例第七条並びにこの規則第九条及び第十条の規定による使用の制限等に関すること。

四 第十三条第一号から第五号までの規定による使用料の免除に関すること。

五 センターの施設、設備等の維持管理に関すること。

六 その他センターの管理に関し必要な業務（指定管理者に管理を行わせた場合の開所時間等）

第十五条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせることとした場合のセンターの開所時間及び休所日は、第六条本文に規定する開所時間及び第七条第一項に規定する休所日を基準として指定管理者があらかじめ所長の承認を受けて定めるものとする。

これを変更するときも、同様とする。

2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、前項の規定により定めた開所時間を変更し、及び同項の規定により定めた休所日に開所し、又は当該休所日以外の日に休所することができる。

(青森県立郷土館規則の一部改正)

第二条 青森県立郷土館規則(昭和四十八年三月青森県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「この規則は」の下に、「青森県立郷土館条例(昭和四十八年三月青森県条例第四号。以下「条例」という。)(第五条及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成十七年三月青森県条例第六号)第六条の規定に基づき)を加える。

第十一条中「青森県立郷土館条例(昭和四十八年三月青森県条例第四号。以下「条例」という。)(」を「条例」に改める。

第十六条を第十八条とし、第十五条の次に次の二条を加える。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第十六条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)(に郷土館の管理を行わせることとした場合の指定管理者が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

一 郷土館の施設、設備等の維持管理に関すること。

二 第十二条第一項第一号から第七号までの規定による使用料の免除に関すること。

三 その他郷土館の管理に関し必要な業務

(指定管理者に管理を行わせた場合の開館時間等)

第十七条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者に郷土館の管理を行わせることとした場合の郷土館の開館時間及び休館日は、第七条第一項に規定する開館時間及び第八条第一項に規定する休館日を基準として指定管理者があらかじめ館長の承認を受けて定めるものとする。こ

れを変更するときも、同様とする。

2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、前項の規定により定めた開館時間を変更し、及び同項の規定により定めた休館日以外の日に休館することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島二丁目一番一号  
青 森 県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町二丁目番七十七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭